

## 「農林漁業金融公庫法」提案説明

衆 - 農林・大蔵委員会連合審（昭和27年12月17日）

（野原委員）

ただいま議題となりました野原正勝外56名提出。農林漁業金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げます。

わが国経済の自主体制を確立するためには、食糧増産を目途とする農林漁業生産力の早急な拡大強化がその基盤をなすものであり、しかして農林漁業の生産力の拡大強化をはかるためには、これが基本的施設に対し、積極的に資金を導入することが刻下の急務であることは言をまたないところであります。しかるにかかる資金は農林漁業の特質にかんがみ、長期かつ低利であることを要するため、一般金融機関の融通にまつことは困難であり、国家資金による政策的金融を行う必要があるのであります。

かかる要請に応ずるため、昨年農林漁業資金融通特別会計が設置せられ、これによつて昭和26年度120億円の融資を行い、さらに本年度は200億円の予算をもつて融資が行われつつあり、この制度が農林漁業の生産力を拡大強化する上に果しつつある役割はまことに大きいものがあるのであります。今後食糧増産計画の積極的な推進とともに、ますます増大せらるべきこの資金の適正かつ円滑な運用を将来にわたつて期する上には、なお二、三の検討を要すべき点があるのであります。すなわちこの特別会計において当初予想した資金量に比し、実際の資金量は国内食糧増産の緊急当面の要請にこたえ、はるかに上まわるに至つたため、現在の人員を以つてしてはこの業務の円滑な処理はとうてい困難であると考えられるのであります。また貸付決定の実質上の責任者ないしは事務に当る者が公務員であり、その地位を長期間固定することが実質上困難であるため、長期貸付の決定の責任の所在が不明確になるおそれがある点、また政府の直接貸付にかかる国の債権であるため、財政法の規定により、債権の保全が形式的には極わめて厳重な一方、実質的には金融業務に本来必要とされる機動的な処理を行い得ないため、かえつて管理回収業務の円滑な運用を期し得ない点等、単に特別会計の機構人員を増加したのみでは解決し得ない問題が多々存するのであります。

以上の諸点にかんがみまして、きわめて重要なこの農林漁業長期融資の取扱い機構としては、独立とともにますますその重要性を加え、資金量も今後いよいよ増大せられるべきこの際において、新たにこの融資を目的とする恒久的な独自の政府機関として農林漁業金融公庫を設置し、以つて農林漁業長期資金の適正円滑な運用に遺憾なきを期せしめたいと考えるのであります。これが本法案を提案した理由であります。